「本場の本物」審査・登録に関する料金表

一般財団法人 食品産業センター

「本場の本物」の審査・認定等に関する料金(消費税込み)は以下の通りである。

1. 審査料金

(1) 1次審査料

10,000円

(付記) 書類審査に要する料金である。

(2) 2次審査料

50,000円

(付記)審査専門委員が申請者におけるプレゼンテーションならびに試食・試飲、 商品パッケージ等から総合的に行う審査に要する料金である。

(3) 最終審査料

50,000円

- (付記)審査専門委員が現地において審査し、審査専門委員会が最終的に合否を判 定する審査に要する料金である。
- (注1) 2次審査料は1次審査を通過した場合のみ必要な料金である。
- (注2) 最終審査料は2次審査を通過した場合のみ必要な料金である。
- (注 3) 最終審査においては、審査専門委員等が現地調査を行い、産地をはじめ 製造工程等を確認するため、それに要する旅費(事務局員分を含む)等 については、申請者が実費負担する。

上記料金の支払いについては、1次審査料は公募期間内、2次審査料および最終審査料は、文書にて通知する期間内に振込を完了することとし、期間内に振込が完了しない場合は、審査対象外とする。

なお、同品目で「本場の本物」 I 種ならびに II 種を同時申請する場合は、1品目の審査 料とする。

また、審査の結果不合格となり、同品目を次年度以降再申請する場合は、その審査料金 は半額とする(旅費等の実費は除く)。

上記料金については、審査結果等にかかわらず一度振込が完了した料金については、返却しない。

2. 登録料金

(1) 登録料

50,000円

(付記) 認定後、制度の維持管理および情報発信等に要する料金である。

上記料金の支払いについては、毎年度始めに、センターが「本場の本物」に係る業務を 委託先している「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」から通知する期間内に振込 を完了する。

3. 振込先

下記の銀行口座に、最寄りの銀行から振込むこととする。

銀行名	三井住友銀行
支店名	池袋東口支店
預金種別	普通
口座番号	8 9 1 8 1 2 9
口座名義	一般社団法人本場の本物ブランド
	推進機構

- (注1) 振込手数料は、申請者ならびに認定者の負担とする。
- (注2)振込先は、「本場の本物」に係る業務の委託先である「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」とする。

以上